

# 1 当初予算編成方針

## 1 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響で疲弊した我が国の経済は、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、回復を図るための取組が進められ、徐々に持ち直していくと考えられる一方、感染症の脅威が消え去るわけではなく、依然厳しい状況が続くと思われる。
- こうした中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」の4つをポストコロナの経済社会の成長の原動力として推進することとしている。

また、地方に対しては、2022年度から2024年度までの3年間について、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とし、財政運営に支障が生じないよう措置を講ずることとしている。

しかしながら、感染症の影響の長期化により、税収への影響が懸念され、地方財政に与える影響は不透明な状況にある。
- 本市の財政状況についても、不断の事業見直し等により、感染症の影響下にあっても持続可能な財政運営となるよう努めているものの、社会保障施策関係経費の増大などにより、経常収支比率は依然高い水準にあり、硬直化の是正が課題となっている。
- このような状況の下、本市の令和4年度当初予算編成に当たっては、持続可能な財政運営を確保しつつ、限られた財源を最大限有効に活用するため、重点取組に選定された分野に優先的に予算付けし、社会的要請に的確に対応していく。

また、感染症による危機を乗り越えるために必要な措置について引き続き講じていくほか、持続可能なまちとするために必要な諸施策について着実に取り組んでいくこととする。

## ＜重点取組分野\*＞

- ▶ウィズコロナ・コロナ後の那須塩原市に向けた対策の推進
- ▶ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギーの最大限導入、省エネの推進
- ▶DX推進による市民サービスの向上、地域活性化、業務の効率化
- ▶災害対応力の強化
- ▶那須塩原駅周辺地区及び新庁舎の整備、分散型地域づくりの推進
- ▶地域包括ケアシステムの構築

\*…重点取組分野に選定された総合計画の具体的な施策について、予算編成方針に当たり、財政課において一部文言改

- 各部等においては、予算編成の原則（総計予算、通年予算など）を遵守するとともに、これらのことを十分に考慮し、既存事業についても目的、成果等改めて点検の上、次の諸点に留意し、予算要求に臨まれない。

## 2 予算要求に当たっての留意点

- 第1 必要な経費を積み上げる「積み上げ方式」により、予算要求すること。  
なお、令和4年度も引き続き厳しい税収となることが見込まれることから、予算要求に当たっては事業内容を精査し、必要最小限にすること。
- 第2 「重点取組分野」の対象事業の要求は、政策検討会議又は庁議・調整会議で審議され、精査された事業について、原則、優先的に予算付けを行う。  
ただし、「重点取組分野」に係る事業であっても、事業の効果や熟度が低いと認められるものについては、この限りでない。
- 第3 「事業棚卸」の対象事業は、棚卸結果を反映させた上で要求すること。  
「廃止」、「縮小」又は「改善」とされた事業で来年度からの反映が困難なものについては、今後の見通し（道筋）を立てた上、要求すること。
- 第4 「事業量調査」の対象事業は、査定結果を要求額の上限として、事業内容を精査し、熟度を高めた上、要求すること。

第5 「市単独補助金」は、補助金等審査会の結果を反映させた上、要求すること。

来年度からの反映が困難なものについては、今後の見通し（道筋）を立てた上、要求すること。

第6 「新規事業」は、政策検討会議若しくは庁議・調整会議で審議され精査されたもの若しくは三役協議済みのもの以外は予算要求しないこと。また、事業拡充についても、十分に熟度を高め、積算根拠を明確にして要求するとともに、あらかじめ目標（定量化）、成果・効果や実施期間、出口戦略などを明確にすること。

なお、新規・拡充事業は、財政課協議を行った上、予算要求すること。

第7 国・県等と緊密に連携の上、動向や情報を的確に把握し、特に制度の新設、変更、廃止等について留意するとともに、導入可能な補助金等を積極的に活用すること。なお、国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成の弾力的な対応が必要となるので留意すること。

第8 公民連携や新たな資金調達手段を積極的に検討・活用するなど、事業財源を安易に一般財源に頼ることなく、自らの財源は自らが確保するという強い意識をもつこと。

第9 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整の上、要求すること。また、庁内の複数部門で推進する必要がある事業は、部門間の調整を十分に行い、相互の重複を避け、適切に要求すること。

第10 「予算の再協議」は実施しない。施策の実施に必要な経費を適切に見積り、漏れのないように要求すること。